（様式第３号）

中小企業エネルギーコスト削減助成金

助成要件確認書

　　　　　年 月 日

【代表団体】

長野県中小企業団体中央会　会長　様

＜長野県中小企業ＧＸ推進事務局＞

一般社団法人長野県経営者協会

長野県中小企業団体中央会

一般社団法人長野県商工会議所連合会

長野県商工会連合会

申請者名：

中小企業エネルギーコスト削減助成金の申請に際し、下記の全ての項目を確認しました。

また、「虚偽の申請による不正受給」、「助成金の目的外利用」及び「助成金額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないことを宣誓します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＜助成事業者としての要件＞ | | |
| 中小企業支援法第２条第１項第１号から第４号で規定する会社、個人及び組合（主たる業種が、日本標準産業分類上の農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業を除く）、旅館業の営業許可を有する宗教法人（宿坊等）、酒類業組合・連合会、生活衛生同業組合・連合会、商店街振興組合、認定職業訓練を実施している法人・団体である | □該当する | □該当しない |
| みなし大企業（募集要領で定める者）でない | □該当する | □該当しない |
| 長野県内に本社所在地（法人税の納税地［本店又は主たる事務所の所在地等］であり、個人事業者の場合は住民票に記載の住所）を有する中小企業者等である | □該当する | □該当しない |
| 対象設備の更新・新設を実施する建物等（建物等における事業内容が日本標準産業分類上の農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定される性風俗関連特殊営業でないもの。）を県内に有している | □該当する | □該当しない |
| 対象設備の更新・新設により、エネルギーコストの削減計画を有している | □該当する | □該当しない |
| 長野県税に滞納がなく、業務に必要な許認可等を取得している | □該当する | □該当しない |
| 次のいずれにも該当しない  ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。  イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。  ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。  エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。 | □該当する | □該当しない |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＜対象経費の要件＞ | | |
| 対象設備の更新・新設に要する工事費及び処分費を含み令和５年４月１日から令和６年１月31日までに更新・新設（発注・納品・支払が完了）した経費（税抜き）である（更新前の設備を処分した際に得られた収益がある場合は、対象経費から控除している） | □該当する | □該当しない |
| 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備［断熱ガラス及びサッシに限る］の更新（代替を含む）又は、エネルギー管理設備、発電設備［太陽光パネル及び付属設備であって、出力１ｋＷ以上50ｋＷ未満に限る］の新設に要する経費である | □該当する | □該当しない |
| 県内中小企業が助成事業と同一内容の事業について、 他の公的団体（国・県等）が実施（国・県等以外の機関が、国・県等から受けた補助金等により実施する場合を含む）する補助制度等（本助成金に上乗せする制度を除く）で対象としている経費でない | □該当する | □該当しない |
| 対象設備の更新・新設に要する経費のうち、リース料、保証料等の設備取得に付随する経費及び中古設備の取得等に関する経費でない | □該当する | □該当しない |